

## 第 9 回合併協議会 議事録

平成 14 年 12 月 2 日開催

### 1 . 開会

司会：ただいまから第 9 回野田市・関宿町合併協議会を開催いたします。委員の皆様には、大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入るまでの間、本日の司会進行を務めさせていただきます合併協議会事務局の大上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

開会にあたりまして、野田市・関宿町合併協議会会長であります根本・野田市長よりご挨拶を申し上げます。

### 2 . 合併協議会会長挨拶

会長：一言ご挨拶を申し上げます。皆さん方には今日は大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。なおかつ、国道 16 号がだいぶ混んでいたようでございまして、ご迷惑をおかけしたのではないかと考えております。

お蔭様で先日協議会として、合併を是とするという形でご決断をいただきましたが、その後、県との調整作業をやらせていただきまして、そちらの方も無事整いましたので、本日、第 9 回目の協議会を開催させていただきました。皆さん方のご審議の程をお願い申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会：どうもありがとうございました。次に同会の副会長であります河井・関宿町長よりご挨拶を申し上げます。

### 3 . 合併協議会副会長挨拶

副会長：皆さんこんにちは。河井でございます。また、前回の協議会におきまして委員の皆様方には、満場一致で合併に賛成を頂きましてありがとうございました。御礼を申し上げます。

関宿町が野田市と合併することにつきましては、住民の皆様方も時代の移り変わりとして理解していただけたものと受け止めております。合併は大変

大きな仕事であります。私の考えを野田市長に受け入れていただきまして、大変うれしく思っているところでございます。関宿地域のことを安心して野田市長にお任せできるというふうに思っております。

本日の協議会終了後には野田市・関宿町の合併協定書の調印を行います。委員の皆様方には野田市と関宿町の合併について、多大なるご協力をいただきまして、ありがとうございました。簡単でございますが、開会にあたってのご挨拶に代えさせていただきます。

司会：どうもありがとうございました。

（配布資料確認ののち）

それではただいまから議事に入りますが、野田市・関宿町合併協議会規約第9条第2項の規定によりまして、議長を会長にお願いいたします。

会長：それではしばらく議長役を務めさせていただきますので、よろしくお願ひしいと思います。

まず、議事に入る前にお諮りをいたしたいと思います。本日報道関係者からテレビ撮影の申し出がありました。これを許可することによろしゅうございましょうか。

（異議なし）

ご異議がないようでございますので、そのように取り計らせていただきたいと思ひます。

はじめに、協議会規約第9条第1項の規定によりまして、本日の委員参加数でございますが27人でございますので、本日の会議が成立しておりますことを、まずご報告させていただきますと思ひます。

#### 4．議事

会長：それでは早速でございますが、議事に入らせていただきます。新市建設計画につきまして、まず事務局から説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

事務局長：事務局からご報告を申し上げます。お手元に配布資料といたしまして11月27日付の県からの回答書の写しをお配りしてございます。前回11

月 24 日の第 8 回協議会開催後、同日付けで新市建設計画につきまして県と協議を行ったところ、27 日付で「同意をする」との回答を頂きました。

新市建設計画につきましては、合併特例法によりまして作成権限は合併協議会にあります。同法により都道府県知事との協議が義務付けられております。27 日付で県からこの回答があったことから、新市建設計画につきましてはこれをもって正式に確定したということになります。

同時に、これをもちまして、合併協定書の内容がすべて出揃ったこととなります。事務局からは以上でございます。

**会長：**ただいま事務局から説明がありましたとおりでございますが、以上の点につきましてご意見・ご質問等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでございましょうか。特にございませんか。

特にないようでございますので、新市建設計画につきましては、これをもって確定させるということによろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようでございますので、そのように取扱わせていただきたいと思います。

以上をもちまして、協議会としてすべての協議項目の検討を終えたこととなります。

議題の『その他』としまして、委員の皆様方から何かございましたらお願いをしたいと思います。特にございませんか。

ございませんようですので、それでは今後の協議会につきまして、事務局からお願いします。

**事務局長：**それでは事務局から、今後の協議会につきましてご説明申し上げます。

先程をもちまして、協議会として必要な検討項目をすべて終えたこととなります。

今後の協議会についてですが、協議会規約第 3 条に協議会の任務といたしまして 3 つ掲げてございます。1 番目が合併の是非を含めた両市町の合併に関する協議。それから 2 番目が建設計画の作成。そして 3 番目にその他両市町の合併に関し必要な事項。以上 3 つが本協議会の任務でございます。

必要なすべての協議を終えたことから、今後、実質的な議論は現時点で想定されておりませんが、他の合併事例では合併の前日まで協議会を置くということが通例でございます。協議会の廃止につきましては、その設置と同様、地方自治法の規定によりまして、それぞれの議会での議決が必要となります。そういう前提の上で申し上げますと、事務局としましては他の事例と同様、来年の6月5日までこの協議会は存置していただくことが適当ではないかと考えているところでございます。

なお、予定どおり6月6日の合併ということになりますと、年度を跨ぎますので新年度予算の作成及び前年度の決算が必要となります。これらは協議会の財務規程により、協議会の承認事項ということになっておりますので、改めてお集まりいただくか、持ち回り開催とさせていただくかはともかくといたしまして、協議会の承認が必要となる事項でございます。この辺につきましては必要になった時点で改めてお諮りしたいと考えております。事務局からは以上です。

会長：ありがとうございます。今説明したとおり、まず条例上はもう一度お諮りをしなくてはならないという形になります。開催につきましては、今説明しましたとおり、まず協議会組織自体を合併の前日まで残しておくという形の整理をさせていただきたい。そんなふうに思いますので、よろしゅうございますか。

それではそんな扱いにさせていただきたいというふうに思います。

以上で今日の議題についてはすべて終わりました。ここで一言ご挨拶をさせていただきます。

## 5．閉会

会長：これまで皆さん方に大変ご協力いただきまして、ありがとうございます。全9回という形で協議会を開催させていただき、お蔭様で協議も順調に進めていただきました。また、住民に対する説明会につきましても、説明資料を十分作らせていただいた中で、住民の皆さん方に情報公開をさせていただき、そんな中でご判断をいただいたのかなと思っております。

その前提といたしまして、事務事業につきまして、また皆さん方に十分にご審議をしていただいた新市建設計画づくりについても同様にご議論いただ

き、皆さん方のご協力のお陰でここまで進めてくることができました。この点につきまして、この協議会の会長といたしまして、改めて御礼を申し上げます、ご挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。